〈12☆‐へ続く〉	した。		
	保健環境連合会として一本化しま	の場等は、現行の通りです。	○乳児健診、1歳6か月児健診、3
す。	○環境衛生組織は、18年9月1日市	○普及啓発事業、地域活動所、集い	○献血記念品等は廃止します。
容、財政状況等を考慮し決定しま	の通りです。		【保健一般】
定および上乗せ補助率は、事業内	処理手数料等は、当分の間は現行	4~6歳までを対象に実施します。	(保健年金課)
○農政推進のための国・県事業の選	○し尿の収集運搬、処理方法、し尿	○健康教育、健康相談、訪問指導は、	①健康推進事業の取扱い
【農林関係】	とします。	業	します。
(農林課、水産課)	収集日、処理方法は、現行の通り	を統一します。	○慰霊碑維持管理は、現行の通りと
⑮農林水産関係事業の取扱い	○ごみの収集運搬、収集区分・回数、	現行の通りとし、12年度から事業	回挙行します。
通りです。	(市民生活課)	○健康づくり(歯)は、18年度は、	○戦没者追悼式は、文化会館で年1
○観光施設の管理運営等は、現行の	⑫環境衛生関係事業の取扱い		市の例により実施します。
します。	漏れがないように対応します。	世代育成支援行動計画に盛り込み	○社会福祉施設整備事業は、旧松浦
○観光振興事業は、現行の通り実施	健診時に個別に説明を行い、周知	○母子保健計画は、19年度策定の次	により実施します。
す。	○予防接種の周知方法は、出生届時、	含めます。	び見舞金の支給は、旧松浦市の例
旧福島町の告示の規定を適用しま	る肺癌検診と同時に実施します。	○歯科保健は、健康づくり(歯)に	○小災害り災者に対する弔慰金およ
よる利子補給は、27年12月末まで	○結核検診は、40歳以上を対象とす	実施します。	【福祉一般】
実施しますが、旧福島町の制度に	別接種とします。	施します。栄養指導は、各地区で	す。
○利子補給は、旧松浦市の例により	○結核予防法による予防接種は、個	育児教室・親子教室等は、継続実	要に応じ協議し、支援していきま
により実施します。	ます。	区で、全市を対象に実施します。	発足した新老人クラブ連合会と必
○商工振興預託金は、旧松浦市の例	○学童の予防接種は、個別接種とし	○妊婦教室・両親学級等は、松浦地	○老人クラブ活動等は、19年4月に
(商工観光課)	は個別接種とします。	実施します。	【高齢者福祉】
⑭商工観光関係事業の取扱い	○乳幼児の予防接種は、ポリオ以外	害児訪問)は、旧松浦市の例により	(保健年金課、福祉事務所)
までに調整します。	【予防事業】	新生児・乳児訪問、幼児訪問、障	⑩各種福祉制度の取扱い
末に予定しているので、19年12月	ます。	○訪問指導(妊婦訪問、産婦訪問、	り1世帯あたり2千円)。
公共下水道の供用開始を20年3月	う症検診を総合検診の中で実施し	○相談事業は、各地区で実施します。	り1組合あたり1万円、世帯数割
○水洗便所改造資金等補助制度は、	女を対象に、基本健診と骨粗しょ	施します。	割り1枚あたり100円、平等割
廃止しました。	○各種検診等は、20~40歳未満の男	松浦地区は、それぞれ別日程で実	度から次の通り統一します(件数
○納付組合奨励金は、18年1月から	す。	診と3歳児健診を同時に行います。	限度額を設けませんでした。19年
画と合わせて調整します。	推進協議会と連携しながら進めま	す。福島地区は、1歳6か月児健	し、福島地区および鷹島地区には
は、20年度に策定する中期経営計	○普及啓発活動事業は、健康づくり	健診、3歳児健診を同時に行いま	割は、旧松浦市の例によることと
○漁業集落排水事業の下水道使用料	要に応じて開催します。	とから、乳児健診、1歳6か月児	○18年度の納税報奨金算定の納付率
(下水道課)	○食生活改善推進員養成講座は、必	鷹島地区は、対象者数が少ないこ	(税務課)
⑬生活排水処理事業の取扱い	【健康づくり事業】	歳児健診は地区ごとに実施します。	③納税関係の取扱い